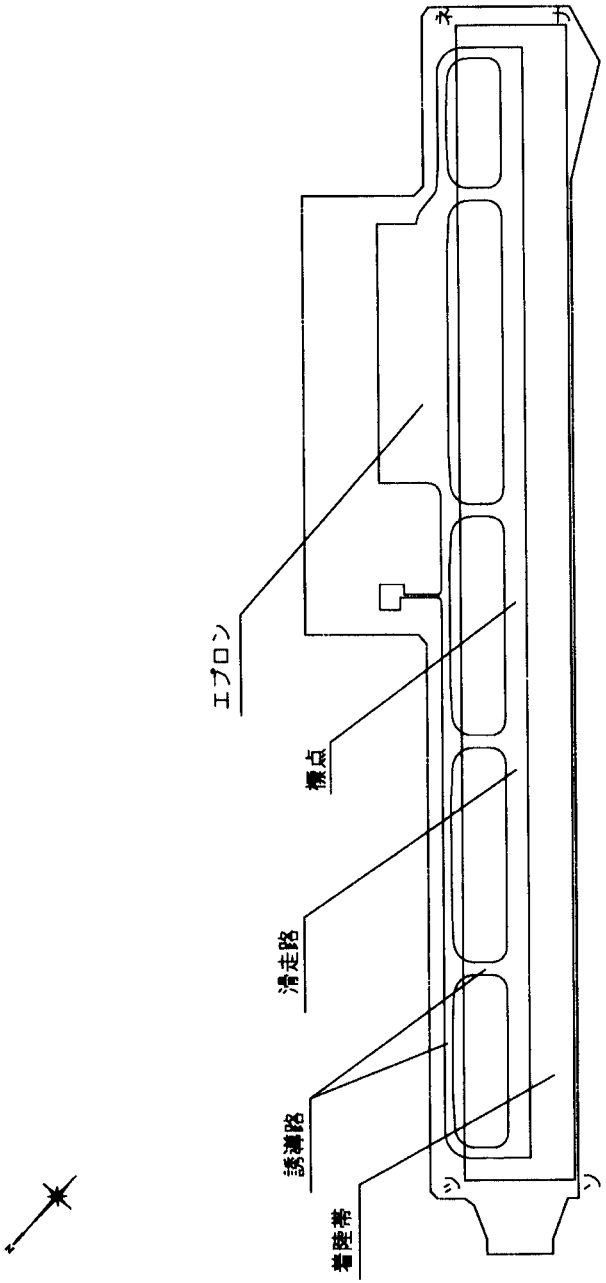
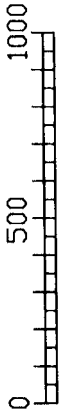
第一図　長崎空港





公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１５１６８号

東京都葛飾区細田１丁目10―７―2201
債務者　関川　　敬

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩谷麻衣子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６９号

埼玉県久喜市本町３丁目４―４
債務者　直井　利美

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加治　一毅
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１７２号

東京都品川区戸越５丁目12―６　サンハイツ５―105
債務者　山田　洋三

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下久保　翼
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０８号

埼玉県越谷市東大沢２―18―６、住民票上の住所東京都中央区新川２丁目19―６―1301
坂口方
債務者　山口　美紀

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　理
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２２３号

千葉県野田市東金野井969―４
債務者　遠藤　佳幸

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　眞彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４０号

東京都三鷹市新川５丁目10―２―101
債務者　基太村　剛

1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　理
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部